

厚木海軍飛行場騒音規制（改正）（昭和44年11月20日合同委合意）

1．厚木海軍飛行場騒音規制5（1）を以下のとおり変更する。

離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）  
或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上1,600フィート以下で飛行しない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度にとどめるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面800フィート以下は通らない。

2．同騒音規制6を以下の通り変更する。

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、1800時から0800時までの間、試運転されない。

3．同騒音規制7（2）を以下の通り変更する。

（2）エンジンテストを行うためには、ジェットエンジンテストセル地区が使用される。  
ただし、テストセルに適合しないジェット機エンジンがテストされなければならないような限られた場合は例外とする。そのような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。